

町税等の滞納に対する特別措置の見直しについて

1 制限の対象とする行政サービスの再整理

府内全体において、町が行う契約行為、許認可、補助金等の行政サービス 292 項目について調査を実施した。このうち、憲法が保障する生存権や教育を受ける権利(義務教育、消防、災害、戸籍管理等)など住民生活に重大な影響を及ぼすもの、公共性が高い団体等へ支援しているもの、国・道からの委託事業等は行政サービス制限措置の対象から除外し、次に分類する行政サービスについて、特別措置を講ずることができるものとして整理した。

- (1)財産等の使用許可・貸付・売買に関すること
- (2)許認可に関すること
- (3)入札・契約等(物品購入等を含む)に関すること
- (4)補助金及び交付金、助成金等の交付に関すること
- (5)資金貸付・奨学金に関すること
- (6)利子補給事業に関すること
- (7)福祉サービス事業に関すること

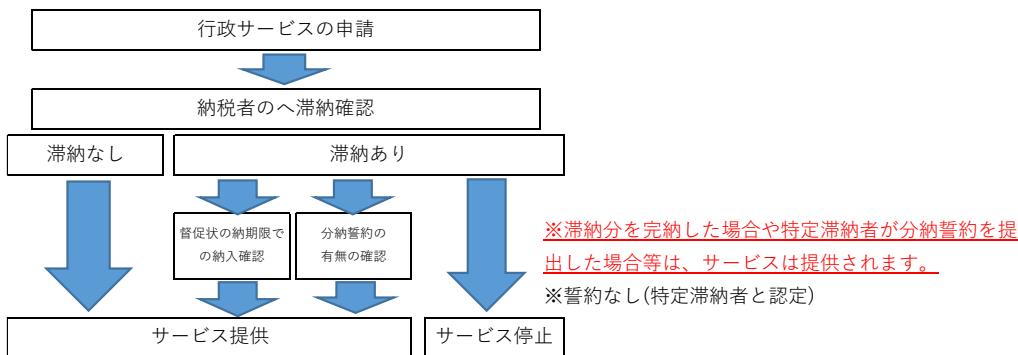
2 具体的な個別の行政サービス一覧

上記に示した 7 区分に基づく、特別措置を講ずる個別の行政サービスについては、規則の別表で整理することとし、事業の新規創設・廃止等により追加・削除をしていくものとする。令和 8 年 4 月 1 日から適用とする対象行政サービス一覧(案)は、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

3 特定滞納者に対する特別措置

福祉的観点で配慮を要すべきものとして整理する行政サービスについては、特定滞納者に限定した対応とするものとし、分納誓約や納税相談に繋げる仕組みとする。

4 制限措置に係る事務手続きフロー



5 住民への周知

特別措置を講じる行政サービスについて、ホームページ等で、住民に分かりやすく公表するとともに、行政サービスを申請する際、対象者に対し制度の目的及び内容についての周知

を行う。また、議会に対しては、決算時において、制限対象行政サービス項目や運用状況について報告する体制とする。

6 スケジュール

- | | |
|----------|-----------------------------|
| 令和8年1月 | 対象とする行政サービスの再整理・特定滞納者の区分の整理 |
| 令和8年1～2月 | まちづくり意見募集（パブリックコメント） |
| 令和8年3月 | 条例改正提案 |